

兵庫県公報

平成27年6月26日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（医務課）	1
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	2
告 示	
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	2
県議会告示	
○ 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則	3

公布された法令のあらまし

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第35号）

医療法、医療法施行令及び地方自治法施行令の一部改正により、病院の開設の許可等の事務を指定都市が処理することとされ、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正により、医療法又は医療法施行令の規定により知事に提出される書類の受理等の事務を神戸市が処理することとする旨の規定の一部を削除すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第36号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、建築基準法に関する手数料に、建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料が追加されるとともに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する手数料について、引用する同法の名称が改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則（議会告示第1号）

議席の変更方法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による地方自治法の一部改正に伴い、議席及び説明員に係る規定について所要の整備を行うこととした。

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第35号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表5の項を次のように改める。

5 条例本則の表12の部(1)の項に規定す	医療法（昭和23年法律第205号。5の2の項において「法」という。）第4条第1項、第6条の3第1項若しくは第2項、第7条第3項、第42条
-----------------------	--

る規則で定める事務	の 2 第 1 項、第44条第 1 項、第46条の 2 第 1 項ただし書、第46条の 3 第 1 項ただし書、第47条第 1 項ただし書、第50条第 1 項若しくは第 3 項、第52条第 1 項、第55条第 6 項若しくは第 8 項若しくは第57条第 5 項、医療法施行令（昭和23年政令第326号。5 の 2 の項において「政令」という。）第 3 条の 3、第 4 条第 2 項、第 5 条の12若しくは第 5 条の13又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務
-----------	---

本則の表 5 の項の次に次のように加える。

5 の 2 条例本則の表 12 の部 (2) の項に規定する規則で定める事務	<p>1 法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項、第 8 条の 2 第 2 項、第 9 条第 1 項若しくは第 2 項、第12条第 1 項ただし書若しくは第 2 項、第15条第 3 項、第16条ただし書、第18条ただし書（政令第 1 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第27条又は政令第 4 条第 1 項若しくは第 4 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務</p> <p>2 法第27条の規定により知事が作成する書類の交付に関する事務</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第36号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 3 に掲げるもの）の項33中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項20(41)の 3 の次に(41)の 4 とし、次のように加える。

(41)の 4 建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項63中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第559号の 2

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 3 項の規定により、加古川市長から東播都市計画事業加古川駅前土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成27年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業の名称及び施行者の名称

事業の名称 東播都市計画事業加古川駅前土地区画整理事業

施行者の名称 加古川市

県 議 会 告 示

兵庫県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6 月 26 日

兵庫県議会議長 石 川 憲 幸

兵庫県議会告示第 1 号

兵庫県議会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「会議にはかつて」を削る。

第50条第 1 項中「知事」の右に「、教育長」を加え、「、若しくは」を「又は」に、「または」を「又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合においては、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合においては、当該欠けた日）までの間は、改正後の兵庫県議会議規則第50条第 1 項の規定は適用せず、改正前の兵庫県議会議規則第50条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。